

議題(2) 幼保未来推進部会における専決事項について

(提案事項)

舞鶴市子ども・若者支援会議第2条第1項第1号に定める会議の所掌事務のうち、下記の事項を幼保未来推進部会の専決事項として提案する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項 (※現在、市内に特定地域型保育事業の設置なし)
- (3) 認可保育所・認定こども園・幼稚園等に関する調査・審議事項について、子ども・若者支援会議が必要と認めるもの

【舞鶴市子ども・若者支援会議条例】

(所掌事務)

第2条 子ども・若者支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条第1項各号に掲げる事務
- (3) 舞鶴市少年補導センターの適正な運営に関する事項を調査審議すること。
- (4) 舞鶴市子ども・若者健全育成基金条例(昭和59年条例第16号)に規定する舞鶴市子ども・若者健全育成基金を活用して行う事業に関する事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者の健全な成長を支援するための施策に関し必要な事項を調査審議すること。

【子ども・子育て支援法】

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(第4～5項 略)

(特定教育・保育施設の確認)

第31条第2項 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。